

平成 24 年度税制改正（沖縄関連）

平成 23 年 12 月
内閣府沖縄担当部局

沖縄関連税制については、平成 24 年度税制改正大綱において、下記のとおり措置されました。

記

6. 沖縄関連税制

沖縄振興等に関する税制について、沖縄振興特別措置法等の改正を前提に、次の措置を講じます。

〔国税〕

(1) 沖縄の特別地区制度等に係る措置（法人税）

① 国際物流拠点産業集積地域（仮称）に係る税制措置の創設

国際物流拠点産業集積地域（仮称。以下同じです。）に係る次の制度を創設します（特別償却制度は、所得税についても同様とします。）。

（注）本措置（次のイ及びロ）の対象区域は、那覇空港、那覇港及び中城湾港周辺の主務大臣が指定する地域とします。

イ 国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得控除制度

青色申告書を提出する内国法人で、国際物流拠点産業集積地域の指定の日以後に設立され、同地域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら対象事業^(注1)を営むものであって、その指定の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に主務大臣の認定を受けた法人（自ら製造した製品の販売を行うために同地域外に事業所を有する製造業を営む法人等も、一定の要件^(注2)を満たす場合には対象とします。）については、その設立後 10 年間、所得の金額の 40%の所得控除ができることとします。

（注 1）本措置の対象事業は、製造業、倉庫業、こん包業、特定の機械等修理業及び特定の無店舗小売業とします。

（注 2）一定の要件とは、国際物流拠点産業集積地域外の事業所に勤務する従業員数の合計が常時使用全従業員数の 20%又は 5 人のいずれか多い人数以下であることをいいます。なお、常時使用全従業員数は 20 人以上とします。

ロ 国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等の取得等をした場合の特別償却又は税額控除制度

青色申告書を提出する法人が、国際物流拠点産業集積地域において、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、一の

生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る機械装置及び特定の建物等の取得等をして製造業等(注1)の事業の用に供したときは、その事業の用に供した事業年度において、その取得価額(注2)の50%(建物等については、25%)の特別償却とその取得価額(注2)の15%(建物等については、8%)の税額控除との選択適用ができることとします。ただし、税額控除における控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができることとします。また、上記イの制度の適用を受ける事業年度においては、この制度は適用できません。

(注1) 本措置の対象事業は、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る特別償却及び税額控除制度の対象事業である製造業等のほか、国際物流拠点における物資の流通に係る機械等修理業及び無店舗小売業並びに貸倉庫業とします。

(注2) 対象資産の取得価額の合計額のうち本措置の対象となる金額は20億円を限度とします。

なお、これらの制度の創設に伴い、次の現行制度は適用期限の到来をもって廃止します(特別償却制度は、所得税についても同様とします)。

- ・ 特別自由貿易地域における認定法人の所得控除制度
- ・ 自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る特別償却及び税額控除制度

② 情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域に係る税制措置の拡充・延長

イ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長します。

(イ) 専ら対象区域内において事業を営むとの要件を緩和し、一定の要件(注)を満たす場合には、対象区域外において回線設備の保守管理業務を行うための事業所を有する特定情報通信事業を営む法人等を対象に追加します。

(注) 一定の要件とは、情報通信産業特別地区外の事業所に勤務する従業員数の合計が常時使用全従業員数の20%又は3人のいずれか多い人数以下であることをいいます。なお、常時使用全従業員数は10人以上です。

(ロ) 所得控除割合を40%(現行35%)に引き上げます。

(ハ) 対象事業にバックアップセンター事業及びセキュリティーデータセンター事業を追加します。

(ニ) 対象区域にうるま市を追加します。

ロ 情報通信産業振興地域において電気通信業等の事業の用に供する設備の取得等をした場合の税額控除制度について、対象事業に特

定のインターネット付随サービス業及びビジネス・プロセス・アウトソーシング業を追加した上、その適用期限を5年延長します。

③ 金融業務特別地区に係る税制措置の拡充・延長

イ 金融業務特別地区における認定法人の所得控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長します。

(イ) 専ら対象区域内において事業を営むとの要件を緩和し、一定の要件(注)を満たす場合には、対象区域外に情報収集・調査を行うための事務所を有する金融業を営む法人等を対象にします。

(注) 一定の要件とは、金融業務特別地区外の事業所に勤務する従業員数の合計が常時使用全従業員数の20%又は3人のいずれが多い人数以下であることをいいます。なお、常時使用全従業員数は10人以上です。

(ロ) 所得控除割合を40%（現行35%）に引き上げます。

(ハ) 対象事業に特定の自主規制業務を追加します。

(注) 特定の自主規制業務とは、金融商品取引所の委託を受けて行う金融商品取引法第85条第4項に規定する特定業務をいいます。

ロ 金融業務特別地区において金融業務に係る事業の用に供する設備の取得等をした場合の税額控除制度について、対象事業に特定の自主規制業務を追加した上、その適用期限を5年延長します。

④ 観光地形成促進地域（仮称）に係る税制措置の創設

青色申告書を提出する法人が、沖縄県知事が策定する観光地形成促進計画（仮称。以下同じです。）に定められている観光地形成促進地域（仮称。以下同じです。）において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、特定民間観光関連施設(注1)を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が5,000万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る特定の機械装置及び特定の建物等の取得等をして事業の用に供したときは、その事業の用に供した事業年度において、その取得価額(注2)の15%（建物等については、8%）の税額控除を適用できることとします。ただし、控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができることとします。

(注1) 特定民間観光関連施設とは、現行の観光振興地域に係る税額控除制度における特定民間観光関連施設に次の見直しを行ったものとし、

イ 対象となる温泉保養施設に備えることとされているものから運動室を除外します。

ロ 対象となる休養施設に、海外観光客等を対象とした健康管理増進を図る施設を追加します。

ハ 対象となる会議場施設について、他の要件を満たしている限りにおいて、宿泊の用に供する施設を備えた会議場施設を含めることとします。

(注2) 対象資産の取得価額の合計額のうち本措置の対象となる金額は20億円を限度とします。

なお、この制度の創設に伴い、現行の観光振興地域に係る税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止します。

⑤ 産業高度化・事業革新促進地域（仮称）に係る税制措置の創設

青色申告書を提出する法人で沖縄県知事の認定を受けたものが、沖縄県知事が策定する産業高度化・事業革新促進計画（仮称。以下同じです。）に定められている産業高度化・事業革新促進地域（仮称。以下同じです。）において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（機械装置及び特定の器具備品については、その取得価額の合計額が500万円を超えるもの）の新增設をする場合で、その新增設に係る機械装置、特定の器具備品及び特定の建物等の取得等をして製造業等^(注1)の事業の用に供したときは、その事業の用に供した事業年度において、その取得価額^(注2)の34%（建物等については、20%）の特別償却とその取得価額^(注2)の15%（建物等については、8%）の税額控除との選択適用ができることとします。ただし、税額控除における控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができることとします（特別償却制度は、所得税についても同様とします。）。

(注1) 本措置の対象事業は、製造業等、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業等とします。

(注2) 対象資産の取得価額の合計額のうち本措置の対象となる金額は20億円を限度とします。

なお、この制度の創設に伴い、次の現行制度は適用期限の到来をもって廃止します（イのうち特別償却制度並びにロ及びハは、所得税についても同様とします。）。

イ 産業高度化地域に係る特別償却及び税額控除制度

ロ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却及び税額控除制度

ハ 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却制度

⑥ 離島に係る税制措置の延長

離島の地域において旅館業用建物等の取得等をした場合の特別償却制度の適用期限を5年延長します（所得税についても同様とします。）。

(2) その他の措置（所得税、消費課税）

① 駐留軍用地の買取りに係る譲渡所得特別控除の拡充

沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律（仮称）に基づき指定された特定駐留軍用地内の土地を同法の規定による特定事業の用に供するため、買取りの協議に基づき地方公共団体等に譲渡をした場合の譲渡所得について、当該譲渡を収用交換等による譲渡とみなして、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除の対象とします（法人税についても同様とします。）。

② 沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の延長・拡充

沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置について、適用対象に沖縄県において発電の用に供するLNGを追加した上、その適用期限を3年延長します。なお、当該措置は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を目指すものであり、事業者における経営効率化等の努力と相まって効果をもたらすことに留意し、今後、当該事業者の具体的な取組みと併せ電気料金の引下げ効果等に係る検証を行うこととします。

（注）上記の適用対象に追加されるLNGについては、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についても免税とします。

③ 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の延長・拡充

沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、適用対象に宮古島、石垣島又は久米島と沖縄県以外の本邦の地域（離島振興法に規定する離島振興対策実施地域に含まれる離島等を除きます。）との間を航行する航空機を追加した上、その適用期限を2年延長します。

④ 沖縄の復帰に伴う特別措置の延長

イ 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用期限を5年延長します。

ロ 揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を3年延長します。なお、揮発油の小売価格の引下げ効果等について検証することとします。

〔地方税〕

(1) 沖縄の特別地区制度等に係る措置（法人住民税及び法人事業税）

① 国際物流拠点産業集積地域に係る税制措置の創設に伴い、次の措置

を講じます。

イ 青色申告書を提出する内国法人で、国際物流拠点産業集積地域の指定の日以後に設立され、同地域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら対象事業を営むものであって、その指定の日から平成29年3月31日までの間に主務大臣の認定を受けた法人等について、その設立後10年間、できることとされる法人税の所得控除について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

ロ 青色申告書を提出する法人が、国際物流拠点産業集積地域において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る機械装置及び特定の建物等の取得等をして製造業等の事業の用に供したときに選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用します。

② 情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域に係る税制措置の拡充・延長に伴い、次の措置を講じます。

イ 見直しを行った上、その適用期限を5年延長することとされる情報通信産業特別地区における認定法人の法人税の所得控除制度について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

ロ 対象事業を追加した上、その適用期限を5年延長することとされる情報通信産業振興地域において電気通信業等の事業の用に供する設備の取得等をした場合の法人税の税額控除制度を法人住民税に適用します。

③ 金融業務特別地区に係る税制措置の拡充・延長に伴い、次の措置を講じます。

イ 見直しを行った上、その適用期限を5年延長することとされる金融業務特別地区における認定法人の法人税の所得控除制度について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

ロ 対象事業を追加した上、その適用期限を5年延長することとされる金融業務特別地区において金融業務に係る事業の用に供する設備の取得等をした場合の法人税の税額控除制度を法人住民税に適用します。

④ 観光地形成促進地域に係る税制措置の創設に伴い、青色申告書を提出する法人が、沖縄県知事が策定する観光地形成促進計画に定められている観光地形成促進地域において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、特定民間観光関連施設を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が5,000万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る特定の機械装置及び特定の建物等の取得等

をして事業の用に供したときにできることとされる法人税の税額控除を法人住民税に適用します。

- ⑤ 産業高度化・事業革新促進地域に係る税制措置の創設に伴い、青色申告書を提出する法人で沖縄県知事の認定を受けたものが、沖縄県知事が策定する産業高度化・事業革新促進計画に定められている産業高度化・事業革新促進地域において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（機械装置及び特定の器具備品については、その取得価額の合計額が500万円を超えるもの）の新増設をする場合で、その新増設に係る機械装置、特定の器具備品及び特定の建物等の取得等をして製造業等の事業の用に供したときに選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用します。
- ⑥ 適用期限を5年延長することとされる離島の地域において旅館業用建物等の取得等をした場合の特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

（2）その他の措置（個人住民税、資産課税）

〈個人住民税〉

- ① 沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律（仮称）に基づき指定された特定駐留軍用地内の土地を同法の規定による特定事業の用に供するため、買取りの協議に基づき地方公共団体等に譲渡をした場合の譲渡所得について、当該譲渡を収用交換等による譲渡とみなして、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除の対象とします（法人住民税及び法人事業税についても同様とします。）。

〈固定資産税〉

- ② 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長します。

〈事業所税〉

- ③ 沖縄振興特別措置法に基づき指定される国際物流拠点産業集積地域において一定の物流等の事業の用に供する施設について、資産割に係る事業所税の課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を5年間講じます。
- ④ 沖縄振興特別措置法に基づき指定される情報通信産業振興地域に

において一定の情報通信産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、対象事業を拡充した上、その適用期限を5年延長します。

- ⑤ 沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域における一定の観光関連の特定施設について、資産割に係る事業所税の課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を5年間講じます。

なお、この措置の創設に伴い、現行の観光振興地域における資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置は適用期限の到来をもって廃止します。

- ⑥ 沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域において一定の産業の事業の用に供する施設について、資産割に係る事業所税の課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を5年間講じます。

なお、この措置の創設に伴い、現行の産業高度化地域における資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置は適用期限の到来をもって廃止します。

〔関税〕

- (1) 国際物流拠点産業集積地域に係る選択課税制度等の創設

国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等において外国貨物を原料として製造された製品を平成29年3月31日までに輸入する場合に、本来の原料課税に代えて製品課税を選択できる制度（選択課税制度）を創設します。また、同地域における保税蔵置場等の許可手数料について軽減措置を講じます。

なお、この制度の創設に伴い、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る選択課税制度等を廃止します。

- (2) 特定免税店制度の拡充・延長

国内旅行者向けの免税店の制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長します。

- ① 現在対象としている空路により出域する旅客に加え、海路により出域する旅客を対象とします。
- ② 特定販売施設に係る面積要件を緩和します（特定小売施設及び特定飲食施設の合計で現行10,000㎡以上を2,000㎡以上、免税店部分について現行5,000㎡以上を1,000㎡以上とします。）。